

夜間中学の基本事項Q&A

~義務教育機会確保法と文部科学省の
方針を踏まえて~

改訂版



夜間中学校と教育を語る会

目次

1	はじめに	夜間中学校と教育を語る会	2
2	推薦メッセージ	馳 浩 元文部科学大臣 上杉 孝實 基礎教育保障学会会長	3
3	<u>Q&A</u>		4
	Q 1 :	義務教育機会確保法が成立したことで夜間中学に関して基本的に何が変わったのですか？	4
	Q 2 :	夜間中学等における教育内容はどうなりますか？	4
	Q 3 :	小学校を卒業していない人も夜間中学等に入学できますか？	5
	Q 4 :	学齢の時に不登校でほとんど学校に行かなかったけれど中学校の卒業証書はもらったという人も夜間中学等に入学できますか？	5
	Q 5 :	外国籍の人が母国で義務教育未修了である場合または母国で義務教育を修了しているけれどもその母国での義務教育期間が9年に満たない場合、その人は夜間中学等に入学できますか？	6
	Q 6 :	外国から来たばかりで日本語がまったくできない人も夜間中学等に入学できますか？	6
	Q 7 :	文部科学省は公立夜間中学の全国への開設・拡大についてどのように考えていますか？	7
	Q 8 :	いわゆる自主夜間中学は公的支援を受けられますか？	7
4	資料		8
	(1)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	8
	(2)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針	12
	(3)	義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）	15
	(4)	小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）	18
	(5)	学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）	19

1、はじめに

学齢を過ぎた義務教育未修了者にも学習権が保障されることを法的に明確にしたいという、夜間中学関係者の念願が実り、「義務教育機会確保法」（正式な名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）が2016年12月7日に成立し、2017年2月14日には全面的に施行されました。そして、この法律にもとづいて文部科学大臣が策定した「基指針」が2017年3月31日に発表され、関連して同日に「学校教育法施行規則」も改正されました。

これらの法令は、大きく分けて二つの柱からなっています。一つは、学齢の不登校児童生徒に対する教育機会の確保等であり、もう一つは、学齢を経過した義務教育未修了者に対する夜間中学における就学の機会の提供等です。夜間中学に対する国会や政府・文部科学省の積極的な姿勢とも相まって、これらの法令により、夜間中学の新時代が始まりました。

このパンフレットでは、上記の「義務教育機会確保法」と文部科学省が示した方針にもとづいて、夜間中学に関する基本的な重要事項をできるだけわかりやすく解説しました。

このパンフレットが、新時代を迎えて船出する夜間中学の確かな海図となり、広く活用されることを願っています。

2017年7月31日

夜間中学校と教育を語る会

2、推薦メッセージ

このたびの「夜間中学の基本事項Q&A」の発行は、まさしく時宜を得たものであります。昨年12月に「義務教育機会確保法」を成立させて頂きましたが、法律の条文は抽象的であり、条文解説的なものが別途必要であり、法律執行側の文部科学省の方針や通知の内容も理解しておく必要があるからです。

ですから、このパンフレットは、夜間中学を開設しようとして頂いている学校関係者等はもちろん、このパンフレットをきっかけに積極的に検討してみようと考えて頂ける方々を増やすためにも作られています。

法律ができて、全国各地に夜間中学校ができなければ意味がありません。

我が国では、様々な事情で義務教育を修了できていないご高齢者、不登校の若者、定住外国人など、一説には80～100万人もいらっしゃると言われていています。

「置き去りにすることはできません」

元文部科学大臣 夜間中学校等義務教育拡充議員連盟会長
衆議院議員 馳 浩

義務教育を十分受けることのできなかつた人々の教育機会を保障する法律が、夜間中学に関係する人々などの努力でできましたが、その周知が課題となっています。夜間中学の設置に向けて新たに動き始めた自治体もありますが、すべての都道府県に夜間中学が置かれて、必要とするすべての人々が学ぶことができるようにしなければなりません。そのためにも、この法律と、関連する政策について詳しく知ることが必要です。基礎教育保障学会は、夜間中学をはじめ、識字・日本語学級などでの実践を豊かにするための研究を行う組織で、学習者・支援者・研究者などから成り、基礎教育の普及に努めています。「夜間中学と教育を語る会」で作成されたこの冊子は、法や基本方針などについて、質問に答えるかたちでわかりやすく説明し、資料も豊富に具えていて、貴重なものです。多くの方が手にされ、夜間中学の拡充と基礎教育の発展に役立てられることを期待致します。

基礎教育保障学会会長 上杉孝實（京都大学名誉教授）

3、Q&A

Q1：義務教育機会確保法が成立したことで、夜間中学に関して基本的に何が変わったのですか？

A1:夜間中学に関して最も重要な条文は第14条です（P10参照）。この条文をわかりやすく書き換えると次のようになります。

「地方公共団体は、義務教育未修了者（実質的な未修了者も含む。）の中に学校で勉強したいと希望する人がたくさんいることを踏まえ、夜間中学等に入学できるようにすることその他の必要な措置を講じる義務を負う。」

（夜間中学「等」と書いてあるのは、夜間以外の特別な時間に授業を行う学級を設けてそこに入学できるようにすることも考えられるからです。）

ここから次のようなことがいえます。

- ①学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、すでに夜間中学等を設置してある地方公共団体では、できるかぎりその人が夜間中学等へ入学できるようにしなければなりません。
- ②学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、まだ夜間中学等を設置していない地方公共団体では、夜間中学等を開設してそこへ入学できるようにすることが望ましいですが、仮にそれができない場合であっても「必要」と認められる何らかの措置は採らなければならない、何もしないでその人を放置することは許されません。
- ③すべての地方公共団体すなわち都道府県と市区町村がこのような義務を負います。

従来は「地方公共団体が夜間中学を設置しても適法である」とされていただけで、上のような法律上の義務が明示されたことは画期的なことです。

（P8 資料(1)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」をご参照下さい。）

Q2：夜間中学等における教育の内容はどうなりますか？

A2：義務教育機会確保法の第3条第4号（P8~9）に示された基本理念に従い、夜間中学等における教育は、まず大枠として以下のような性格を備えなければなりません。

- ①義務教育未修了者本人の意思を尊重した教育であること
- ②その人の能力に応じた教育であること
- ③その人が社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるような教育であること
- ④教育水準の維持向上が図られること

ここでは特に以下のことに留意が必要です。第4号の法文を正確に読み取っていただけるとわかるように、教育水準の維持向上という理念は、あくまで本人の意思を尊重しかつ本人の能力に応じるという条件を満たしたうえでのものであり、さらに本人の自立的生活の基礎を培うという目的を実現するための手段としてに要請されるものです。それらを切り離して教育水準の維持向上だけが独立して追求されると、かえって学ぶ人の実情から離れてしまって、実質的に教育機会の提供にならなくなります。

- ◆法律のこの趣旨を受けて、文部科学大臣が策定した「基本指針」の3(1)② (P12) で、既設の夜間中学等における教育活動について、次のような点を明示しています。
 - ①個々の生徒のニーズを踏まえ、生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができる
 - ②その教育課程には小学校段階の内容をふくんでもよい
 - ③その教育課程においては必要な日本語指導の充実を図る
- ◆「基本指針」のこの部分を具体化するために、「学校教育法施行規則」が改正され、さらに文部科学省の告示も出されました。

Q3： 小学校を卒業していない人も夜間中学等に入学できますか？

A3： できます。
 文部科学省は2016年（平成28年）6月17日に『小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）』（P18）を出し、小学校未修了者が中学校夜間学級等への入学を希望する場合は入学を認めるとしました。

Q4： 学齢の時に不登校でほとんど学校に行かなかつたけれど、中学校の卒業証書はもらったという人も夜間中学等に入学できますか？

A4:このような人もできるだけ夜間中学等に入学できることが望ましい、というのが文部科学省の方針です。

文部科学省は2015年(平成27年)7月30日に「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」(P15)を出しました。その中で「**不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる**」という「要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい」と述べています。

また義務教育機会確保法第14条で救済対象者として規定されている「学校における就学の機会が提供されなかったもの」とは、「**実質的な未修了者も含めた意味での義務教育未修了者**」という意味だと考えられます。

Q5： 外国籍の人が母国で義務教育未修了である場合、または母国で義務教育を修了しているけれどもその母国での義務教育期間が9年に満たない場合、その人は、夜間中学等に入学できますか？

A5： 外国籍の人も当然、夜間中学等に入学できます。

国際人権A規約第2条第2項は「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が…国民的…出身…によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と規定し、その上で同規約第13条第1項第1文は「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。」と定め、「権利」という文言を明記していま

す。これを受けて、義務教育機会確保法の第3条第4号（P8）では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の…国籍…にかかわらず…教育を受ける機会が確保されるようにする…」と明記しています。したがって、**夜間中学等への入学に関して、対象となる人が日本国籍であるか外国籍であるかによって基本的に扱いに違いがあってはならない**といえます。

また母国で義務教育を修了しているけれどもその期間が9年に満たない場合は、学校教育法施行規則95条1号により、そのままでは日本で高等学校への入学資格が認められませんので、その点からいっても夜間中学等への入学を認める必要があるといえます。

Q6：外国から来たばかりで日本語がまったくできない人も夜間中学等に入学できますか？

A6：はい、日本語がまったくできない外国人や帰国者も入学できます。

A5で述べたように、国際人権A規約第13条第1項第1文は「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。」と定め、万人に学習者の立場からの教育への権利を規定しています。学習者の立場からすると、自己の内面において学びが起こりえないような営みの場に置かれても「教育」を「権利」として認められた、の名に値しません。したがって、日本語を母語としない人が日本で基礎的内容の公教育を受ける場合には、その教育には日本語自体についての教育を受けることが当然に含まれると解釈しなければなりません。そして、義務教育機会確保法では第1条で「この法律は、…教育に関する条約の趣旨にのっとり、…教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」と規定した上で、第3条で教育機会の確保等に関する施策の基本理念を列挙し、その第4号で「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その**年齢又は国籍その他の置かれている事情**にかかわらず、その能力に応じた**教育を受ける機会が確保されるようにする**（後略）」そして、国際人権A規約13条1項1文の「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。」という規定に照らすと、上記法の3条4号にいう「その他のおかれている事情」には「日本語がまったくできないという事情」も含まれると考えられますし、「その能力に応じた教育を受ける」には「日本語がまったくできないという現時点での能力に応じた教育を受ける」ことが含まれると考えられます。

文部科学大臣が策定した基本指針においても「必要な日本語指導の充実を図る」と明記されています。なお、学校教育法施行規則56条の2、79条により、日本語指導のための特別の教育課程を義務教育の正規の教育課程として設けることができるという制度がすでに作られています。

したがって、**入学希望者が日本語がまったくできないことを理由として夜間中学等への入学を拒むことは認められない**と考えられます。

Q7：文部科学省は公立夜間中学の全国への開設・拡大についてどのように考えていますか？

A7：文部科学大臣が策定した「基本指針」の3(1)①「夜間中学等の設置の促進」の項目で、「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、そ

の上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中等等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。」と明記しています。

実際、文部科学省は、予算も確保し、ニーズ調査、広報活動、さらに夜間中学未設置道県等を対象にした「夜間中学設置に関する調査委嘱事業」等を実施しています。

Q8：民間人が運営するいわゆる自主夜間中学は公的支援を受けられますか？

A8：自主夜間中学に対して公的支援をすることは、従来に比べてはるかに義務的性格が強くなったと考えられます。

義務教育機会確保法の究極目的を一言でいうと、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進すること」です（第1条）。ここにいう「等」については第2条第4号に定義規定があり、それによれば「義務教育の段階における普通教育に相当する教育…を十分に受けていない者に対する支援」を指します。これは直接的には学習者自身に対する支援ですが、いわゆる自主夜間中学は**複数の義務教育未修了者（実質的な未修了者も含む。）が支援者の力を借りながら集団的に学習している場ないしそのような学習者集団**とみることができるので、これに対する公的支援も上記の「等」に含まれると考えることができます。そして、第1条では、これに関する施策を推進する、と明記していますから、国および地方公共団体は自主夜間中学に対する公的支援を含む施策を推進する義務を負うことになったといえます。

より直接的な根拠規定としては同法第19条があります。これによれば、国及び地方公共団体は、義務教育未修了者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、とされています。この「学習の支援のために必要な措置」の一環として自主夜間中学に公的な支援をすることが考えられます。

また、同法第14条も根拠規定になりうると考えられます。すなわち、自主夜間中学は公立夜間中学を補完する公教育の機能を営んでいることにてらして、同法第14条にいう「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置」の「必要な措置」の一環として自主夜間中学に公的な支援をしつつ学習希望者にはとりあえずそこで学んでもらうということも考えられます（以上P8）。

そして、法律を受けて策定された「基本指針」（P12）においても、その3（1）③で「ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。」と明記しており、自主夜間中学に対する公的支援を積極的に推し進める姿勢を示しています。

4、資料

(1) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

平成28年12月14日 水曜日 官報(号外第276号)より抜粋

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百五号

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本指針(第七条)

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第八条—第十三条)

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第十四条・第十五条)

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策(第十六条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 晋三

(コメント)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育」という言葉はこの法律の鍵概念の一つですが、「日本の義務教育制度において行われている普通教育と同等の内容をもつ教育」を指していると考えられます。そして「日本の義務教育制度において行われている普通教育」そのものも含む意味で使われていると考えられます。教育の内容に着目した概念だといえます。大雑把にイメージで捉えた場合には、「義務教育内容の教育」と考えればよいでしょう。

(2) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月31日文科科学省)

～夜間中学関連部分抜粋～

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。このような重要な役割を担う義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、就学義務制度、就学援助制度、授業料無償、教科書無償給与制度、小中学校等の設置義務、義務教育費国庫負担制度などが整備されている。他方、文科科学省の調査では、平成27年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、そのうち、90日以上欠席している児童生徒は約7万2千人であり、不登校児童生徒の約6割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から3年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加している。

また、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、十分義務教育を受けられなかった義務教育未修了者などが一定数存在するところであり、平成22年国勢調査においては、約12万8千人の未就学者が存在することが明らかとなっている。

(2) 基本指針の位置付け

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)(以下「法」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策(以下「教育機会の確保等に関する施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。本基本指針は、法第7条第1項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるものである。

(3) 基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校(以下「夜間中学等」という。)における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行

うことが重要である。不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

また、夜間中学等における就学の機会の提供等については、義務教育未修了者等が義務教育を受けられる機会を得られるよう、夜間中学等の設置の促進に取り組むとともに、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等を図る。これらの施策については、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。

また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) 教材の提供その他の学習支援

中学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等に対して通信の方法を含めた教材の提供などの学習の支援を図るため、文部科学省認定社会通信教育を含む様々な学習機会等の情報が教育委員会を通じて提供されるよう促すとともに、地域人材の協力による学習の支援等の取組を推進する。

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体の間の連携による相談体制の整備を推進する。

(3) 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）

27初初企第15号
平成27年7月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
串田 俊巳
(印影印刷)

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）

従来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を超えた者の中学校への受入れについては、ホームページ等において「中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えない」との考え方を示してきましたが、一度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方については明確に示していなかったところです。

このような状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）が、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）に入学を希望しても、一度中学校を卒業したことを理由に基本的に入学を許されていないという実態が生じています。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。しかし、平成26年に文部科学省が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」においては、全ての夜間中学において、入学希望既卒者の入学が認められていないという事実や、いわゆる自主夜間中学や識字講座といった場において不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が多く学んでいるといった事実が明らかとなったところです。

また、平成26年に厚生労働省が実施した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査」や平成27年に文部科学省が実施した「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査」の結果等によれば、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭の事情等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている者が存在することが明らかになっています。

さらに、文部科学省が実施した「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」の結果によれば、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けた学校外での個人の努力を評価し学校における指導要録上出席扱いとすること等、児童生徒の立場に立った柔軟な取扱いも広く行われており、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます。

このような状況を踏まえると、入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を実質的に確保する観点から、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であると考えられます。

については、入学希望既卒者の夜間中学への入学許可に当たっての基本的な考え方を下記のとおりとしましたので、市町村教育委員会におかれては、これらの考え方を参考に、各夜間中学の収容能力に応じて、可能な限り受入れに取り組みされるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

記

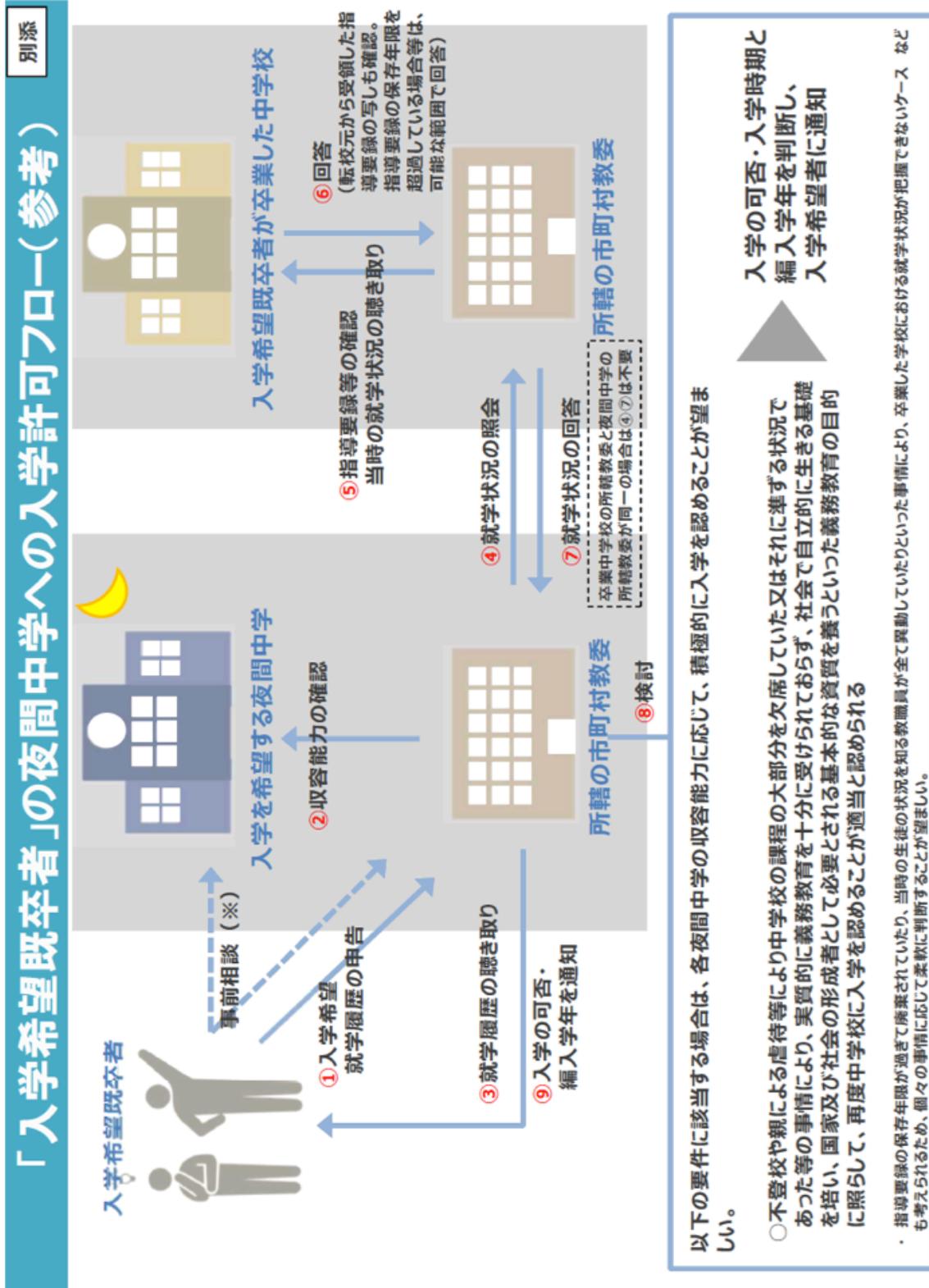
1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確

認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
 - (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。
4. なお、入学希望既卒者の夜間中学への受入れに当たって想定される基本的な手順（別添）を作成したので参考とされたいこと。

「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」 関連資料：「『入学希望既卒者』の夜間中学への入学許可フロー（参考）」



(4) 小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて (通知)

28初初企第7号
平成28年6月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
串田 俊巳
(印影印刷)

小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて (通知)

標記のことについて、文部科学省では、従前より「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」との学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の規定にのっとり、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しているとの考え方に基づき対応してきているところです。

このことに関し、小学校等の課程を修了していない者(以下「小学校未修了者」という。)が中学校等へ入学を希望する事案には近年様々な状況変化が見られます。例えば、保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情等により、居所不明となったり、未就学期間が生じたりするケースが明らかになってきており、この中には小学校等を未修了のまま中学校等への進学を希望する者も含まれているものと考えられます。また、海外から帰国した子供について、重国籍や日本語能力の欠如等により保護者の就学義務が猶予又は免除されて、外国人学校の小学部等に通った後に中学校等への進学を希望する事案や、外国籍の子供が外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地変更等の事情により、中学校等への入学を希望する事案等も生じてきています。

このような状況に照らし、小学校未修了者の中学校等への入学について、下記のような取扱いとすることが適切と考えられますので通知します。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会、学校、学校法人に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては域内の学校、学校法人に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の趣旨、内容について周知するとともに、適切に指導、助言、援助を行っていただくようお願いします。

記

1. 小学校未修了者の中学校等への入学については、当該小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、次のような特別の事情を有する場合には、認めることが適切と考えられること。
 - (1) 保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情や犯罪被害等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりした子供が、小学校未修了のまま中学校相当年齢に達してから中学校等への入学を希望する場合
 - (2) 不登校等により長期間学校を欠席する間に、やむを得ない事情により小学校未修了のまま小学校相当年齢を超過した後、通学が可能となり、中学校等への入学を希望する場合
 - (3) 病弱や発育不完全等の理由により、小学校相当年齢の間は就学義務の猶予又は免除の対象となっていた子供が、中学校相当年齢になってから就学が可能な状態となり、小学校未修了のまま中学校等への入学を希望する場合

(4) 海外から帰国した子供が、重国籍や日本語能力の欠如といった理由により、就学義務の猶予又は免

除の対象となって外国人学校の小学部等に通った場合で、その子供が中学校段階から中学校等への進学を希望する場合

(5) 日本国籍を有しない子供がいったん外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地の変更等といった事情により、中学校段階から中学校等への転学を希望する場合

(6) 戦後の混乱や複雑な家庭の事情などから義務教育未修了のまま学齢を超過した者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級等に、小学校未修了者が入学を希望する場合(後略)

(5) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

28文科初第1874号
平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第18号)」及び「学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件(平成29年文部科学省告示第60号)」が平成29年3月31日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級(以下「夜間中学」という。)が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあつては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあつては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第18号)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者(以下「学齢経過者」という。)のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 (第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係)

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件(平成29年文部科学省告示第60号)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学の程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

(1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。

(2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

(1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。

(2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

『夜間中学の基本事項Q&A』

～義務教育機会確保法と文部科学省の方針を踏まえて～』

発行日：2017年7月31日（初版） 12月20日（改定版）

発行者：夜間中学校と教育を語る会

代 表：浦川 文秀

事務局長：木下 秀明

連絡先：庄司 匠（携帯電話080-5913-8287）
eメールアドレス ongid@live.jp

表紙イラスト：水谷正範

このパンフレットの内容の全部または一部をコピーして使っても構いません。